

○ 港湾法施行規則及び港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令の一部を改正する国土交通省令案新旧対照条文
 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（港湾計画の軽易な変更）</p> <p>第一条の六 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第十五条の十第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更により第十五条の十第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更（当該施設に係る港湾の効率的な運営に関する事項の変更を含む。）</p> <p>六 （略）</p>	<p>（港湾計画の軽易な変更）</p> <p>第一条の六 法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第五号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 第十五条の十第一項から第三項までに掲げる施設（利用形態の変更により第十五条の十第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設となるものを含む。）の利用形態に関する事項の変更</p> <p>六 （略）</p>

○ 港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令（昭和四十九年運輸省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（港湾計画の方針）</p> <p>第三条 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、港湾及びその周辺における交通の状況、港湾及びその周辺の自然的環境及び生活環境に及ぼす影響、漁業に及ぼす影響等を考慮して、適切なものとなるように、次に掲げる事項に関する方針を一体的かつ総合的に定めるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 港湾の効率的な運営</p> <p>六・七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（港湾の効率的な運営）</p> <p>第十四条の二 港湾の効率的な運営に関する事項は、港湾及びその周辺地域における土地利用及び事業活動の状況、港湾施設の利用状況等を考慮して、港湾の効率的な運営を図ることができるように、民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する取組及びこれを実施する区域を定めるものとする。</p>	<p>（港湾計画の方針）</p> <p>第三条 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、港湾及びその周辺における交通の状況、港湾及びその周辺の自然的環境及び生活環境に及ぼす影響、漁業に及ぼす影響等を考慮して、適切なものとなるように、次に掲げる事項に関する方針を一体的かつ総合的に定めるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2 （略）</p>